

令和3年度津野町子育て世帯等臨時特別支援事業 (子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))

基本事項

- ・基準日：令和3年9月30日
- ・児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯(特例給付対象者)を除き、0歳から高校3年生までの子供に1人当たり10万円相当を給付する。
※ 今回は、先行給付金として、5万円を現金給付する。

申請について

- ①プッシュ型・・・児童手当対象者(中学生以下)は、原則、申請不要の「プッシュ型」による支給を行います。
※受給を希望しない場合等は、受給拒否届出書の提出が必要になります。
- ②支給申請・・・児童が高校生のみの方、公務員の方、令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当請求者は、申請が必要です。

1. 対象児童

- ①令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童
- ②9月30日時点で高校生など(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)

2. 支給対象者

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。(児童手当(本則給付)受給者もしくはそれに準ずる対象者)

3. 給付額

対象児童1人につき、5万円(先行給付金分)

4. 支給時期

プッシュ型・・・受給拒否届出の期間経過後(1週間)の振込みとなります。
支給申請・・・内容確認後の支給となります。

5. 支給方法

- ①プッシュ型・・・令和3年10月支給時の児童手当(本則給付)を受給している口座に原則振り込みます。
- ②支給申請
申請書で指定した口座に振り込みます。